○近畿地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　　近畿地方整備局長　森　　昌文

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年近畿地方整備局告示第十三号　中播都市計画道路事業三・四・十二号龍野線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　　近畿地方整備局長　森　　昌文

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　綴喜都市計画道路事業三・五・十九号八幡田辺線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府八幡市下奈良鳩ヶ尻筋、下奈良二階堂、戸津北戸津及び戸津奥戸津地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　　中国地方整備局長　尾藤　　勇

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　備後圏都市計画道路事業三・四・六百十三号山手赤坂線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県福山市山手町字江良、字湯伝、字藤黒及び字山根並びに津之郷町大字津之郷字夕倉、字高垣、字垣内及び字谷尻地内

使用の部分　広島県福山市山手町字湯伝及び字藤黒並びに津之郷町大字津之郷字谷尻地内

○中国地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日　　中国地方整備局長　尾藤　　勇

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　鳥取都市計画道路事業三・四・二十一号大工町土居叶線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月二十四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県鳥取市吉成字中坪、字西ノ欠、字分木及び字上分木、吉成二丁目、吉成三丁目、大覚寺字井古田及び字思按橋、的場字小寺及び字マミトバ、宮永字下坪、字上坪、字大坪及び字先井後並びに叶字下井原地内

使用の部分　鳥取県鳥取市吉成字分木、吉成三丁目、大覚寺字思按橋及び的場字小寺地内

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２５号

山形市末広町８番３－403号　市営アパートA

債務者　土田　晃子

1　決定年月日時　平成27年３月11日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号

山形市大字村木沢25番地

債務者　笹原　孝太

1　決定年月日時　平成27年３月11日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　峯田　典明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号

福島市御山字遠背戸10番地の４

債務者　佐藤　美香（旧姓根本）

1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　半澤　一成

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

福島地方裁判所

平成２７年（フ）第５号

福島県西白河郡矢吹町曙町45番地

債務者　大木　訓寛

1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉川　幸雄

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第６号

福島県西白河郡矢吹町曙町45番地

債務者　大木　昌恵

1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　吉川　幸雄

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第５２６号

大阪市東住吉区今川４丁目18－２　ＪＴクルーズ402号室、住民票上の住所大阪市住吉区長居東１丁目21番１号

債務者　綱本　英雄

1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大河内義之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４６号

京都市伏見区深草ヲカヤ町32番地11　コーポ第一秀苑401、前住所大阪府豊中市上津島３丁目９番６号

債務者　伊藤奈緒美

1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部